

## 国側，ようやく答弁書を提出

松山地裁から指示された提出期限ぎりぎりの10月20日、被告（国側）は、訴状に対する答弁書を、指定代理人の一員である、科学技術庁原子炉規制課の中村守孝課長を通して提出した。本文62ページに、7付図という大部なもので、それに、主として手続上の経過を示す証拠書類が計17種類つけられている。いずれも、数日後に、裁判所から弁護団を通して原告側に送られてきた。国側が指定してきた代理人は、法務局の検事2名、高松および松山から検事各2名および1名、それに中村課長以下の科学技術庁職員6名の計11名で構成されている。

答弁書提出後、中村課長がマスコミ関係者に対して、詳細な内容紹介を行ったことにも見られるように、政府は、原告らが訴状において提起した問題をさけて、こんごの原子力行政を進めることはも早や不可能であると観念し、必死に反撃に転じようとしているように見受けられる。その姿勢は答弁書にもあらわれているが、その内容は予想以上のもので

はなく、逃げの論理に貫かれている上に、頭と結論はあるが、その中味はほとんどないといったお粗末なものである。伝え聞くとところでは、この「労作」を仕上げるための突貫作業の過程で、2、3人の科学技術庁のお役人が倒れたとのこと。

訴状および答弁書の提出によって裁判の輪郭が浮きぼりにされ、予想通り、本格的な公開審査の場となるであろう。弁護団および専門家グループは、原告団と密接な連絡をとりながら、12月にも予想されている第1回公判を目ざして、答弁書の内容の分析と反論の準備作業を進めている。

以下に、いくつかの中心点について、訴状および答弁書の主張を比較して示しておきましたので、会員の皆さんの討論に役立ててください。なるべく原文に忠実なように努めてあります。なお、答弁書の全内容は、第1回公判後に、こちら側の反論も入れて資料として出す予定ですが、それまでにご入用の方は、事務局までご連絡下さい。

### 訴 状

#### 原子力発電所の危険性

○きわめて毒性の強い「死の灰」やプルトニウムなどの放射性物質を大量に産み出すことが、原子力発電所の危険性の根源である。

### 答 弁 書

#### 原子力発電所の安全性

○その（放射線の）過小評価は禁物である。しかしながらその過大評価は、いたずらに不安をかきたてて、国民経済上の重大な損失を

## 訴 状

○晩発性障害には放射線量のしきい値はないというのが、現在の放射線生物学及び医学の結論である。したがって人間の体に影響を与えないという意味での許容量の概念はない。

○今日、何よりも根本的に問われなければならないのは、このような将来に向っての加速度的な公害の激化や資源の浪費を併う国民不在の生産拡大第一主義の産業政策の是非なのである。

### 手続の違法性

○原子力発電所の存在それ自体が憲法上の最も基本的原理である憲法13条、25条の国民の生命、自由および幸福追求権、健康で文化的な生活を営む権利等を侵害する恐れが極めて強い。

○原子力発電所に関する多くの最も重大な問題について全く独自の調査、審議をしておらず、四電の申請書の内容を鵜呑みにしてそのまま書き写したものにすぎない。

○伊万原発電設置許可申請時以前に被告（首相）によって、その設置が電源開発基本計画のうちすでに決定されており、その計画と異なる結論を本件許可処分について出すことは、はじめからあり得ない。

○本件許可処分手続においては、審査資料や審査内容の公開はされず、地域住民の設置に対する許否の意見を、公聴会その他の形で求めることもされず、原子力基本法の公開の原則に反する。

### 内容の違法性

○アメリカで明らかになった非常用炉心冷却装置の欠陥についても技術的には全く非常識

## 答 弁 書

招来することになる。

○人類はその誕生以来何十万年かの間、常に自然放射線を被曝し続けて来ており、かつ、自然放射線量の異なる地域で、統計学上有意な差があるという結果は得られていない。

○今後、産業需要については、省資源、省エネルギー型産業構造への転換が進められていくにしても、国民生活の高度化に併い、将来とも電力の需要は年々伸びていくものと考えられる。

○基本法を頂点とするわが国の原子力関係法は、原子力の平和利用の積極的な推進と、その不可欠の前提となる安全性の確保等を図ることによって、人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを究極の目的としており、憲法の趣旨に沿うことは明白である。

○審査の過程においては、審査会を構成するおのおのの分野の専門家の知識経験、現地調査、内外の多くの学術文献、地元から提出された資料等により独自の調査、審議を行った。

○電源開発基本計画の策定と原子炉の具体的な設置許可とはそれぞれ全く異なる目的と要件とをもつものであって、それぞれ別個の観点から決定されるものである。

○基本法の本質にのっとり制定されている原子炉等規制法に定めるところにより、適法に行われた本件許可処分が基本法2条に違反する旨の主張は当たらない。

○（アメリカの）実験装置の形状が実際の加圧水型原子炉と相違していたためとも考えら

## 訴 状

な期待だけを頼りにし、相変らず机上の計算だけを信じて安全であると結論している。

○安全審査報告書が推定しているように、蒸気用細管の1本が破断するといった生易しいものでなく、一度に数10本が破断するという、文字通り身の毛のよだつような事態が起るであろう。

○原子力発電所に関しては、1年間につき500ミリレムというわが国の基準は、もはや許容被曝線量としての意義を失っている。

○事故時には原子力発電所周辺の住民についてのみ、現行の許容被曝線量の数百年分の被曝を許容しており、人口密集地帯の住民から社会的関係において差別するものである。

○地震国のわが国においてさえこれ以上の悪条件を備えた地点はないと思われる伊方に原発設置が認められた場合は、今後原発についての立地審査はすべて無意味となるだろう。

○原発用淡水確保の審査について、全く初步的で重大な誤りが犯された事実は明らかである。

○どうしてことさらこのような立地条件（瀬戸内海に面して）を選んで原発を設置しなければならないのか。

○平常時および事故時の気体ならびに液体放射性廃棄物による周辺住民の被曝線量の評価は、もっぱら机上での計算にのみ依っており、全くあてにならない。

## 答 弁 書

れている。本件安全評価では、ブローダウン過程では蓄圧注入系の冷却効果はないものと仮定しても、安全性が確保されることを確認しているものであり、原告らの主張は当たらない。

○細管は、もともと十分な安全率を見積って設計されており、又、減肉やピンホールは初期の段階で発見されるので、原告らの主張するところの数10本の細管の同時破断という事態は未然に防止されるのである。

○米国原子力委員会は、年間5ミリレムに抑えることが実用上可能であるとして、この数値を軽水炉の設計目標値として採用するよう提案しているが、許容被曝線量は従来どおり年間500ミリレムのままである。

○これらの値は、文字どおり、立地条件を判断するためのめやすたる線量に過ぎず、周辺住民が当該線量まで被曝してもよいという意味の許容被曝線量として考えてはいない。

○地盤及び地震について詳細な調査、検討を行ったうえ、予想される最大の地震に対しても十分耐え得るよう、十分な耐震設計が講じられるものである。

○愛媛県の水量調査結果とその積極的協力の意思表示、および、保内町議会の淡水供給に最善の努力をする旨の決議などを勸案し、淡水を確保する見通しがあると判断した。

○平常運転時の液体廃棄物の排出量は十分低い値に管理され、又、重大事故時にも放射能は格納容器にとどまり、流出することはないのであるから原告らの主張は理由がない。

○厳しい気象条件、厳しい摂取量、最悪の事故条件、十分信頼性のある高い濃縮係数などを採用して評価しているもので、原告らの主張は理由がない。

## 訴 状

○固体廃棄物の処分方法の審査にあたっては、一時的な方法ではなく、まさにその「最終処分」の方法こそ、最重要点であるといわなければならないのに、それが一切審査されていない。

○本件許可処分においては、結局、使用済燃料については、一切が不問に付されたままである。

○漁民にとって、原発からの温排水は死活の問題であるのに、調査や実験を全く実施しなかったどころか、排水による汚染総体を対象にすることさえしなかった。

### 東海村周辺住民も 行政訴訟

—日本原電東海第二原発に対して—

10月27日、相沢一正さんから東海村周辺の住民17名は、水戸地裁に対し、東海第二原発の許可処分を取り消せとの訴状を、宮沢洋夫氏ら10名の弁護士を代理人として提出した。東海第二原発は伊方原発より約1ヶ月遅れて許可され、住民からの異議申立もさる7月27日に却下された。110万キロワットという超大型の原発が、燃料再処理工場も含めた原子力施設集中地帯に、しかも他の建設地に見られない人口密集地帯に設置されようとしているのである。あきらめムードが強い地域の中で、数年にわたって粘り強く斗ってきた人たちが、自分たちの手で、無茶苦茶な計画を阻止するために、伊方に続いて、行政告発に立ち上ったのだ。連帯しつつ拏撃体制を強めよう。

## 答 弁 書

○本件許可処分に当たっては、最終的廃棄の方法が決定されるまでの間における敷地内の廃棄物の貯蔵保管について審査しているものであり、今後、安全で経済的な廃棄方法が新しく確立された段階でその安全性を確認した上で実施する。

○本件許可処分に当たっては、発電所内での貯蔵保管の設備について、その安全性を審査、確認しており、又、その処分の方法については、自主的核燃料サイクルの確立という開発利用の計画的遂行上支障がないものと判断されたものである。

○原告らは、原発から排出される温排水、放射性物質及び塩素の複合汚染を主張するが、排出される放射性物質及び塩素はともに微量であり、又温排水と自然海水との温度差も小さいので、原告らの主張の根拠は明らかでない。

### 会計報告 ('73. 10/1~11/2)

#### 収入

会 費	138,000
カンパ	46,045
前月より繰越	119,260
計	303,305

#### 支出

弁護士、原告団旅費補助	59,500
ニュース代	4,000
為替手数料	2,430
郵送料	6,085
会場費	10,700
資料代	4,350
事務用品	6,090
計	93,155
繰越金	210,150